

## 近江八幡市議会会議規則の一部を改正する規則

近江八幡市議会会議規則（平成22年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第94条」を「第94条の2」に改め、「第166条」の次に「・第166条の2」を加え、「第168条」を「第167条の2—第168条」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「会議時間」を「会議に宣告することにより、会議時間」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条第1項及び第2項並びに第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第19条第1項中「議会の承認を要する」を「議会の許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項中「承認」を「許可」に改め、同条第3項中「委員長が」を「委員会が」に、「承認」を「許可」に改める。

第20条中「かえる」を「代える」に改める。

第21条の見出し中「、追加及び削除」を「及び追加」に改め、同条中「追加し、若しくは削除する」を「追加する」に改める。

第24条の見出し中「議事日程」を「日程」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「、投票を備え付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に關し必要な事項は、議長が定める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条の見出しを「（委員長及び少数意見の報告）」に改める。

第44条第2項中「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「中間報告」を「議会の承認を得て中間報告」に改める。

第50条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第1項中「すべて」を「全て」に、「にしなければ」を「、登壇してしなければ」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

第50条に次の1項を加える。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

第52条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「挙手」を「起立」に改め、同条第3項中「挙手」を「起立」に、「挙手者」を「起立者」に改める。

第66条中「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第70条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第76条中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第77条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第85条第2項中「によって速記する」を「その他議長が適当と認める方法によって記録する」に改める。

第2章第1節中第94条の次に次の1条を加える。

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、近江八幡市議会委員会条例（平成22年近江八幡市条例第227号。以下「条例」という。）の規定により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

2 オンラインによる方法での会議の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第114条及び第116条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第117条第1項中「委員でない議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届けなければならない。

第118条に次の1項を加える。

2 条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第127条中「第1章第4節」を「前章第4節」に改める。

第128条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第131条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、オンラインによる方法での会議において、委員長が挙手者の多少を認定したいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議のあるときは、電磁的に記録した映像の確認により挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

第132条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、オンラインによる方法での会議においては、投票で表決を採ることができない。

第137条ただし書中「起立」の次に「又は挙手（オンラインによる方法での会議にあっては、挙手）」を加え、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第138条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第139条第2項中「前項の場合において、請願者が法人であるときは、当該」を「請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することできる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第142条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あ

らかじめ委員長に届け出なければならない。

第143条第1項中「意見を付け、議長に」を「議長に」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第145条中「その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第150条を次のように改める。

(決定の通知)

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又」を「会議の出席に必要なもの及び会議の妨げになるもの」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第157条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第159条中「すべて」を「全て」に、「決める」を「定める」に改める。

第6章中第161条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第7章中第166条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第166条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生、重大な感染症のまん延及び育児、介護等その他やむを得ない事由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、条例の例による。

第9章中第168条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第167条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他の文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行なうことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行なうことができる。

2 議会等が行なう通知のうちこの規則の規定において文書等により行なうことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行なうことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるもの

をいう。次条において同じ。) に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたもののが閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時) に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第167条の3 この規則の規定(第28条第1項(第74条において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規

則の規定を適用する。

#### 付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

---

#### 提案理由

地方自治法改正に伴う標準市議会会議規則の改正に合わせて、議会における手続きについて情報通信技術を利用した方法により行うこと、またオンラインによる方法により委員会等を開催することを可能とするために必要となる共通の事項を定めるほか、文言等の整理を行いたく、本議案を提出するものである。